

令和4年第17回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年6月16日(木)午後0時30分～午後3時30分

開催場所 警察本部各執務室、西部地区運転免許センター聴聞室(リモート)

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時35分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 衣笠委員

警察本部 服部警察本部長 雲田警務部長 笠田首席監察官
前田生活安全部長 河本刑事部長 柴田交通部長
加藤警備部長 植木警察学校長 見垣情報通信部長
前田警務部参事官 濱部智頭警察署長

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、辻室長補佐)

3 議題事項

公文書不存在決定処分に係る審査請求の裁決(警務部)

警察本部から、公文書不存在決定処分に係る審査請求について、本件請求を却下する旨の裁決案の説明がなされた。

委員

これまでの経過報告や裁決書案について事前に説明を受けており、このとおり決裁する。

4 報告事項

- 鳥取・島根県警察合同による特急やくも内における不審者対応訓練(生活安全部)
- 令和4年夏の交通安全県民運動の実施(交通部)
- 7月中の入校及び訓練概況等(警察学校)

○智頭警察署の取組（活動）状況（智頭警察署）

（１）鳥取・島根県警察合同による特急やくも内における不審者対応訓練（生活安全部）

警察本部

昨年、全国で発生した列車内等での重要凶悪事件発生を受け、県警察ではＪＲ西日本米子支社と連携して、列車内での不審者対応訓練を行っているところ、この度、走行中の列車内で事案が発生した場合を想定し、訓練を行った。ＪＲ西日本米子支社が走行中の列車を使用して訓練を行うのは今回が初めてであり、また、鳥取県、島根県の鉄道警察隊が合同で訓練を行うのも今回が初めてであった。

訓練は、２つの想定を行った。

１つ目は、走行中の特急やくも内で、巡回中の車掌が不審者を発見したという想定で、ＪＲ職員が不審者対応、乗客の避難等の手順を確認した。

２つ目は、走行中の特急やくも内で、凶器を把持した被疑者に対峙する場面を想定し、両県警察の鉄道警察隊員が受傷防止に配慮しながら、被疑者を制圧するまでの流れを確認した。参加した鉄道警察隊員、ＪＲ職員は、走行中の列車内での訓練を経験したことがなかったため、事案発生時には列車特有の揺れなどに注意を要することを今回の訓練を通じて体験することができた。ＪＲ職員も、事案発生時の対応に危機感を持っていることから、列車内で事案が発生した際の適切な対応や乗客の安全確保に向け、今後も連携して継続的に訓練を行っていく。

委員

大変有意義な訓練だと思う。

委員

訓練で想定されたようなことが特異な事案ではなくなってきている。様々な想定で訓練を行い、安全確保につなげていただきたい。

委員

今後も関係機関等と連携を図りながら、定期的に訓練を行うことが大切だと思う。

（２）令和４年夏の交通安全県民運動の実施（交通部）

警察本部

７月１１日から２０日までの１０日間、令和４年夏の交通安全県民運動が実施される。

この時期は、夏休み等による交通実態の変化や、暑さによる疲労等から漫然とした運転による交通事故の発生が懸念される。また、海や山でのバーベキューなどの機会も増え飲酒運転の増加も懸念されることから、県民に広く交通ルールの遵守等と呼び掛け、交通事故防止の徹底を図る。

運動の重点は、子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止等4点である。

期間中の7月15日は、交通マナーアップ強化日等と定められており、関係機関と連携して県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る取組を行う。

運動初日には、鳥取警察署、米子警察署では警察音楽隊とともに交通安全パレード、倉吉警察署ではマイク広報を行いながらの車両パレードを行うなど、各警察署において出発式等が予定されている。

また、運動期間中、鳥取警察署では、交通マナーアップ広報を予定しており、自転車シミュレータを活用するなどして、小学生から高齢者まで幅広く交通安全と呼び掛けることとしている。

運動重点に沿った取組として、交通安全教室、高齢者訪問活動、学校おける自転車指導等のほか、長距離ドライバーが多く立ち寄る道の駅における広報、パトカーによる見せる活動等を強化する。

さらに、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶のため、酒類提供店、小売店を訪問し、飲酒運転根絶と呼び掛けることとしている。

昨年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」において、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等安全運転管理者業務の内容の充実を図ることとされた。

本年4月から、安全運転管理者の業務として運転者の運転前後における酒気帯び確認が義務化されているが、本年10月からは、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化が始まることから、県警察では安全運転管理者の業務が確実に履行されるよう、事業所訪問等において呼び掛けていく。

委員

キャンプ場周辺の取締りもお願いする。

委員

通学路や生活道路の安全確保をお願いする。

委員

県民に対して、しっかりと安全運転の呼び掛けを行っていただきたい。

(3) 7月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

警察本部

7月中は、引き続き、初任科第95期、第96期及び初任補修科第42期の採用時教養を行う。専科は、2専科が入校予定である。

行事関係は、初任科生は運転訓練等を予定しているほか、初任科第95期は、6月20日から6月24日までの間、警察署において交番勤務を経験する制服実務研修を実施する。初任補修科生は7月29日に卒業する。

6月中、初任科生は逮捕術基礎級検定や救急法講習を予定している。初任補修科生は鑑識技能検定等を実施した。

委員

現場で迅速な対応ができるよう、書類作成能力の向上を図っていただきたい。

委員

県警察の未来を担う警察官の育成をお願いする。

委員

公用車事故を起こさないよう、運転訓練もしっかり行っていただきたい。

(4) 智頭警察署の取組(活動)状況(智頭警察署)

智頭警察署

智頭警察署長から、工夫を凝らした広報活動、自治体等との連携及びより良い職場作りに関する取組状況について説明がなされた。

委員

高齢化率の高い地域を管轄する警察署として、大変有意義な活動を行っている。

委員

地域の子ども達と一緒に広報活動を行うことは、大変効果的な施策だと思う。

委員

地域住民に寄り添った取組が行われている。

また、職員の意見を積極的に取り入れ、風通しのよい職場環境作りができていると思う。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処

分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 報告事項

- ・ 審査請求の受理
- ・ 鳥取県警察の財務に関する内部統制評価報告
- ・ 鳥取県風俗環境浄化協会の事業計画等

4 決裁

- ・ 公文書開示請求に係る審査請求の裁決（2件）
- ・ 審査請求に係る弁明書の提出
- ・ 生活安全関係営業者等に対する行政処分に関する訓令の一部改正
- ・ 特定抗争指定暴力団等の指定に係る官報公示事項の一部変更
- ・ 特定抗争指定暴力団等の指定期限延長

5 公安委員会委員間の事前検討・協議等

6 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。